

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナワクチンに関する情報や支援制度について紹介します。



6カ月間隔で接種可能です

18歳以上の人は、2回目接種から6カ月たっていれば、3回目接種をすることができます。

個別接種(市内医療機関での接種)・集団接種のいずれも6カ月間隔で接種可能です。

【接種間隔の例】

令和3年10月1日に2回目の接種をした人 → 4月1日に3回目の接種可能



ワクチンの接種済証の保管を

「接種済証」は、接種後にワクチンのシールを貼り付けたものです。

国ではワクチンの接種済証を使った行動制限の緩和などが検討されています(3月15日現在)。接種歴を証明する大事な書類です。大切に保管しておいてください。

紛失した場合は、代わりに「予防接種証明書」の交付を受けることができます。申請方法など詳しくは市HPで確認するか市コールセンター(☎0848-67-6019)へ問い合わせてください。



↑市HP

4月は集団接種を充実させます

4月は64歳以下の3回目接種がピークを迎えます。このため、2日(土)～25日(月)の間は、木曜日を除き、毎日集団接種を実施しています。

5月以降は、集団接種の実施日が徐々に減っていきます。まだ接種していない人は、できるだけ早めの接種を検討してください。

※3回目接種は2回目接種から6カ月経過している必要があります。

【集団接種会場】中央公民館

【使用ワクチン】武田／モデルナ社製

新型コロナワクチン 「3回目接種の副反応は？」

3回目接種の副反応は、ファイザー社・武田/モデルナ社のいずれのワクチンも、2回目接種とおおむね同じと言われておるぞ。

個人ごとに副反応に差はあるが、どちらのワクチンも3回目の接種で抗体量は十分に上昇するぞ。



接種に関する悩みや専門的な相談窓口	広島県新型コロナワクチン接種コールセンター (☎082-513-2847)【24時間対応】
集団接種の予約キャンセルや接種券の再発行など一般的な相談窓口	市新型コロナワクチンコールセンター (保健福祉課内☎0848-67-6019)【平日9時～17時】

発熱など風邪の症状がある場合は
すぐ相談を

①迷わずに「かかりつけ医」など身近な医療機関へ電話で相談し、指示に従いましょう。子どもの場合は小児科に相談しましょう。

②かかりつけ医がないなど、相談先に迷う場合は県の「積極ガードダイヤル」【24時間対応】(☎082-513-2567)に電話で相談しましょう。診察・検査ができる医療機関が紹介されます。

※電話での相談が難しい人は、家族など代理の人に電話で相談してもらいましょう。

支援制度を紹介します

制度名・問い合わせ先	内 容
事業復活支援金(国) 〇 事業復活支援金 相談窓口 〇 0120-789-140  ↑専用HP	対象 新型コロナの影響により、売上げが減少した中小企業・個人事業主 給付額の上限 個人=30万円または50万円 法人=60万円~250万円 ※売上高や減少率により変わります。 申請期限 5月31日(火) 要件 令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上げが、過去3年間のうち、任意の年の同月比で、30%以上減少している
感染症拡大防止協力支援金(県) 〔令和3年度第8期・第9期〕 〇 県協力支援金センター 〇 082-248-6851  県HP →	対象 まん延防止等重点措置の適用に伴う要請により、時短営業や休業を実施した飲食店 1日当たりの支給額 1店舗=2.5万円~20万円 ※事業規模、売上額により変わります。 要件 ●要請前に「酒類の提供」または「閉店時間が20時以降」のどちらかを満たしている ●各対象期間の全ての日で時短営業や休業の要請に協力している 対象期間 【第8期】2月1日(火)~2月20日(日) 【第9期】2月21日(月)~3月6日(日) 申請期限 【第8期】4月11日(月) 【第9期】4月25日(月)
頑張る中小事業者 月次支援金(県) 〇 頑張る中小事業者 月次支援金センター 〇 082-248-6853  ↑県HP	対象 まん延防止等重点措置などの影響を受けている中小企業・個人事業主 ※感染症拡大防止協力支援金(県)の対象事業者は対象外。 1月当たりの支給上限額 中小企業1事業者=8万円または20万円 個人事業主1事業者=4万円または10万円 ※売上減少率によって変動。2月分は減少理由によりさらに加算があります。 申請期限 2月分=4月30日(土) 3月分=5月31日(火)
中小事業者 固定費支援金(市) 〇 商工振興課 〇 0848-67-6072  ↑市HP	対象 新型コロナの影響により、売上げが減少した中小企業・個人事業主 支給額 1事業者=5万円 申請期限 8月31日(水) 要件 ●令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上げが、過去3年間のうち、任意の年の同月比で30%以上減少している ●事業復活支援金(国)を受給している

※その他にも条件があります。詳しくは各HPで確認してください。

新たな提案や商品などを支援します

制度名・問い合わせ先	内 容
地域経済活性化提案事業 補助金 〇 商工振興課 〇 0848-67-6072  ↑市HP	新型コロナの影響に対応するため、市内事業者の売上げ増進や集客促進を目的として、三原の活性化に取り組む新たな事業の提案を募集し、採択を受けた事業の実施費用を補助します。 対象 商工会議所などの商工団体または、3人以上で構成する団体やグループ 事業例 販売サイトの構築、商店街などでの誘客イベント、観光施設や商店街などの環境整備など 補助率 10/10 補助上限 2,000万円 ※構成員数により変動します。 事業の実施期限 令和5年3月31日(金) 募集期限 第1期=4月20日(水) 第2期=5月20日(金) 第3期=6月20日(月) ※予算の執行状況により、変更・終了することがあります。
トライアル発注 認定制度 〇 商工振興課 〇 0848-67-6072  ↑市HP	市内の事業者が新たな事業分野に進出して開発した新商品や新サービスを市が認定し、その商品などの販売促進や販路開拓を支援します。 認定のメリット ●認定を受けた新商品・新サービスを、市が優先的に購入または借り受ける ●認定した商品・サービスの情報を、市の広報誌やHPで周知する 対象 市内に工場や店舗などを有する企業・個人事業主 認定期間 認定日から3年を経過した日の属する月の末日まで